

官民競争入札等監理委員会
第 10 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 10 回官民競争入札等監理委員会

議事次第

日時：平成 18 年 9 月 26 日（火）10:00 ~ 12:00

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 . 開 会

2 . 各省ヒアリング（窓口関係業務）

- ・ 厚生労働省
- ・ 経済産業省
- ・ 外務省
- ・ 国土交通省

3 . その他

4 . 閉 会

< 出席者 >

(委員)

落合委員長、斉藤委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、田島委員、
寺田委員、森委員

(厚生労働省)

中垣英明健康局生活衛生課長、中臣裕之生活衛生課課長補佐
神田裕二保険局国民健康保険課長、江崎崇国民健康保険課課長補佐
桑田俊一老健局介護保険課長

(経済産業省 (特許庁))

山本雅史特許庁総務課長、塚野秀男特許庁出願支援課長

(外務省)

伊東勝章領事局旅券課長、野明周二旅券課課長補佐、永井真吾旅券課課長
補佐

(国土交通省)

土屋知省自動車交通局技術安全部管理課長

(事務局)

河内閣審議官、福下官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊
埜御堂参事官、野島参事官、徳山企画官、堀内企画官

落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第10回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。本日は、本田委員、増田委員、吉野委員が御都合のために欠席です。先週に引き続きまして、関係省庁のヒアリングを実施するということですがけれども、今回は窓口関係業務等につきまして、厚生労働省、経済産業省、外務省、国土交通省からヒアリングを行いたいと思います。

まずは、厚生労働省からお願いするということで、国民健康保険料、介護保険料の徴収業務、地方公共団体の窓口業務関係等につきましてお伺いをしたいと思います。厚生労働省保険局の神田国民健康保険課長、老健局の桑田介護保険課長、健康局の中垣生活衛生課長、どうかよろしくお願ひいたします。時間も限られておりますので、恐縮ですが合わせて10分ということをお願いをいたします。

神田国民健康保険課長 それでは、まず制度の概要等について御説明をさせていただきます。お手元の資料をおめくりいただきますと「国民健康保険制度の窓口業務・徴収業務について」ということでございます。

1枚目をおめくりいただきますと、制度概要が出てございますけれども、国民健康保険というのは被用者保険に加入してない人をすべてカバーする仕組みになっております。基本的には、市町村の区域内に住所を有している人を被保険者として、そのポンチ絵に出しておりますように、保険料を払って市町村が直接現金給付をするとか。あるいは医療機関から現物で給付するということでございます。

次のページ、窓口業務といたしまして、具体的に鳴門市の方から要望が出ているもの等を含めまして御説明させていただきますと、窓口業務として被保険者資格の得喪に関する届出、その住所、氏名、世帯、世帯主の変更、被保険者証の交付関係、被保険者資格証明書の交付と書いてありますけれども、保険料を1年以上滞納している場合には、特別の事情がない限り被保険者証を返還させまして、資格証明書というものを交付いたしまして、償還払いにするということを原則的にやっていただくことになっております。

保険給付に関わる業務の例、高齢受給者証ということで、70歳以上の方については所得によって一部負担の割合が違いますので、その証明書を出すといったこと。あとは高額療養費とか療養費といったもろもろの療養費等の申請がございます。

保険料の徴収業務についてですがけれども、保険料の賦課決定をして納付の告知をいたしまして、滞納が発生した場合に通常の電話で催告するとか、納付相談に応ずるところまでは、権力的な業務ではございませんけれども、一定以上滞納が続きますと、そこに「短期証」と書いてありますけれども、有効期間の短い保険証を出したり、先ほど言った1年以上経ちますと償還払いにするということで資格証明書を出し、更に1年半を超えた場合には保険給付の差し止めができることになっておりまして、滞納した保険料と給付等を相殺することができることになっております。この部分は、行政判断が必要な部分かと思っております。

督促状の発布以降になりますと、これは差押の前提として文書で行うことが求められる

行政処分ですので、ここから先に関しては、民間委託はなかなか難しいのではないかと考えております。

「窓口業務を官民競争入札の対象とすることについての所見」でございます。まず、御要望によりますと取り次ぎ業務の意味が必ずしも十分明らかではありませんけれども、資格の取得とか喪失の届出の受理につきましても、基本的には住民基本台帳情報等にアクセスする必要があると考えておりますので、個人情報に記載されている公簿とかデータベースに広くアクセスを認めるということについては、総務省等の調整が必要で不適當ではないかというふうに、現時点では考えております。

そのほか、個々の業務について言いますと次のようなことが考えられます。

被保険者の資格の得喪に関しましては、一般的には取り次ぎですとか単なる書類の引き渡しという場合については、現行法でも禁止をしておりますので、そのような事実上の行為についてはできるのではないかと考えております。ただ、正式な受理ということになりますと、どこで届出の効果が発生したのか、どの時点で発生したと見るのかといったことから、一体どこから給付が受けられるのかといった問題が生ずるため、正式な受理ということになると一定の懸念が生ずるということがAのところを書いてございます。

Bに書いてございます、被保険者証の交付等につきましても行政処分ということで、先ほど一番上にも書いてありましたように。

落合委員長 恐縮ですけれども、もう半分予定時間を経過しましたので、官民競争入札の対象とすることについての所見をおっしゃっていただければと思います。

神田国民健康保険課長 そういうことで言いますと、現時点で取り次ぎとか引き渡しということですとか、被保険者証の交付についても印刷、発送、受け渡し、受け取りといった事実上の行為のところについてはできる。現時点でもできるので、法的手当の必要はないのではないかとこのように考えております。ただ、交付等については処分でありますし、住基情報に広くアクセスを認めるということからすると、民間にやっていただくのは不適當ではないかというふうに考えております。

それから、Cというグループに書いてあります、療養費等の支給申請等の場合については、滞納があった場合に1枚前にありました特別の事情があれば、災害とか事業を休廃止したという減免事由に当たれば、その場で減免をすとか、あるいは給付を差し止めるとか、その給付を充当するといった判断がありますので、これは広く民間に委託することは不適當だというふうに考えております。

次のページの保険料の徴収についてでありますけれども、2枚おめくりいただいたところに徴収業務を私人に委託することができるという規定が既にございまして、2枚前に戻っていただいて、官民競争入札の対象とすることについての所見で、現状でも電話での催告、納付相談、収納等については現状でもできる。先ほど申しました行政権の発動に至ります督促以降については不適當だと考えておりますけれども、既にコールセンターその他については実際に実施されておりますので、その部分については現在でもできるというふ

うに考えております。

桑田介護保険課長 それでは、介護保険の関係でございますが、1点だけ資料にミスプリントがございます。7ページを開けていただくと、介護保険法で滞納処分の第百四十四条の写しが出ておりますけれども、そのアンダーラインで「第二百三十一条」とありますが、その前に「地方自治法」というのが抜けておりますので、これを入れさせていただきたいと思います。

ということで御説明させていただきますが、1ページ目の制度の概要は省略いたします。

2ページ目に「要介護認定の流れ」が書いてありますが、1点だけ申し上げます。重要なのは一番下の でございます。認定は、申請日にさかのぼってその効力を生じる」という仕組みになっておりますので、この辺りが今後の検討を進める上での1つの留意事項で重要なものと我々は考えております。

次に要介護認定の申請の仕組みが書いてありますが、特に下の でございます。実際の手続のイメージといたしましては、認定の申請は市町村に対して行うのですが、被保険者証を添えて行うということで、その被保険者証を受け取ったものに要介護度等を書いて、それぞれ申請者に後日返送するということです。

一方で、申請の日からサービスを受けることができることになっているために、それと併せて申請されて受理した時点で、それと引き代えに市町村が言わば暫定の被保険者証とも言うべき資格者証を併せて申請人に対して交付するという手続がセットされております。

そういうのが前提でございます。次の所見をごらんいただきたいと思います。まず一つは、実際に受理の段階で、先ほど言いました断定的な資格者証を交付するという手続が伴いまして、この交付というのはまさにそれによって受給する権利が生じるという、極めて重要な行政処分でございますので、そのこと自体については民間委託は困難であると考えておりますが、ただ鳴門市の要望を見ても、取り次ぎ業務という言い方をしておりますので、恐らくそこまでは考えておられないのだろうと思っております。

そうだとすると、取り次ぎ業務はどうかということでございます。いろいろと書いてございますが、実は取り次ぎ業務、単に書類の受け渡しとか、取り次ぎ業務それ自体については、特に法的にそれは民間がだめだというふうに明示的に禁止されているわけではないという状況です。ただし、いろいろと運用上は一定の工夫をしていく必要があるのではないかと考えております。

それはどういうことかと言いますと、若干一連の手続を分解して考えますと、まずプロセスとしては申請者が申請書を渡すというプロセスがございまして、その渡された申請書なり添付された書類を見て、それを受理して、それと同時に暫定の資格証明書を発行するという事務が生じます。更にそれを申請者本人に渡す、申請者本人はそれを受け取るというふうに分解して考えたときに、通常ですと一時で一連の作業ができるわけです。ところが、取り次ぎ業務というものを間に入れてしまいますと、その3つのプロセスがそれぞれ分離する。恐らく日にちが違ってくる可能性が大きいと思うんです。

例えば日にちが変わってくる中で、連休などを挟んでくると何日も日にちのずれが生じることになりかねないわけですが、そうしたときに一体いつ実際に受給権が発生したのかとか、日にちがずれることに基づいてトラブルが発生するリスクが若干出てくるといったことだとか。あるいは申請者本人にとっても、申請した日と実際に受け取る日がずれるので、2回にわたって行かなければだめだとか。そういうことが生じることが懸念されます。

結局、利便性の向上と言いつつも、一方でそういったさまざまなリスクが増えたり、手間がかかったりということがあり得るので、そうならないようにうまく工夫していく必要があるのではないかとということで、幾つか書いているところでございます。

もう一点、次のページを開けていただきますと、保険料の徴収業務、これは堺市の御指摘に関するものでございます。これはもう一言だけ所見であります。要は介護保険の保険料は地方自治法第231条の3第3項で規定された地方公共団体の公金という扱いになっておりまして、したがって滞納とか催告とか、いわゆる徴収業務というのは、その時点で地税法の例によるという世界に入っていきますので、そのところがどうなるかということかと思えます。

以上でございます。

中垣生活衛生課長 それでは、時間もございませんので、埋火葬に関する市町村長の許可につきまして、資料1 - でございます。3ページ目に別添で「埋火葬に関する制度の概要」というポンチ絵が付けてございますけれども、実際にはこの埋火葬というのは市町村長による死亡届の受理等と一体化した事務と考えていいと思えます。基本的にどなたかが亡くなられた場合には、医師が死亡診断書を書きまして、それを添えて市町村長に死亡届を提出する。そうするとその死亡届を確認いたしまして、診断書を見てそれが適正なものであれば火葬許可証等を出す事務でございます。

この事務につきましては、2ページ目の「2 民間開放に関する考え方」に書いてございますけれども、基本的に自由に市民の方に埋葬・火葬等を行わせるということにつきましては、公衆衛生上の問題でありますとか、死者に対する尊厳、いろんな問題がございますので、これを一律に禁止して市町村長の事務にしているという部分でございますので、これは公権力の行使そのものだと思いますので、なかなか民間委託には不適だと思っております。

それに係ります許可申請の受理及び許可証の交付はどうかということでございますけれども、これは今、申し上げましたように、基本的に市町村長の死亡届の受理からすべて一体化してやっている事務でございますので、この部分だけをあえて民間委託する場合には、かえって私どもとしては事務も繁雑になって、余りメリットがないのではないかとということ。それから、死因等の記載の確認とかいろいろ書いてございますが、私個人的にはそういったメリットは余りないのではないかと思います。あくまでも人がお亡くなりになって、火葬までに至る経緯を考えますと、一体として市町村長がやっていくのが適当ではないか

と考えております。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それで、ただいまの御説明につきまして、委員の方々から御自由に意見、質問等をお願いいたします。いかがでしょうか。

森委員、どうぞ。

森委員 国民健康保険もそうですし介護保険もそうなんですけれども、私たちは保険者という立場を持っているわけです。そういう中で保険財政をきちっとやっていくこと、これは国民健康保険も介護保険もともに一般会計から一定のルールによって拠出することは認められますけれども、それ以外のことはやはりルールをきちっと守ってやっていくことが私どもの大きな責務だと思っております。

そういう中で、とりわけ一連の仕事の流れ、先ほど来できないというネガティブな方から入られましたけれども、逆に言うとそれは現場によってスムーズに事務が遂行できることが、例えば行政サービスを更に向上すること、市民の利便性につながるものが一つ考えられます。

徴収のことにつきましては、先ほどの両方の保険料の問題もそうですけれども、とりわけ公権力の行使の部分は、どうしても行政処分ということになりますので、きちっと対応していかなければいけないんですけれども、例えば介護保険の場合は特別徴収ということで、年金からずっと一定のものが徴収されます。そうすると、普通徴収は残るわけです。こういうものをどのように効率的にやっていくかということが、私どもに課せられている。

もう一つ私が心配しているのは、2008年度から後期高齢者の保険で、これも年金の方の特徴で、そうすると普通徴収の部分だけ、一番難しいところだけが自治体の大きな役割になってくるわけです。そうすると、いかにして徴収の効率を上げるかということが、保険財政の大きなターニングポイントだと思っております。

そうすると、例えば徴収のところでも、弁護士法の72条の関係でなかなかできないとおっしゃっていますけれども、もう一つ今度の特定公共サービスということで、地方自治体の窓口6業務、こういうものをうまく使っていくことによって利便性を増し、併せて徴収のことについてもできる方法は、例えば官民競争することによって徴収率が上がるとか等を含めて、是非とも一遍問題点を洗い出して、できる方法を私どもも考えていきますけれども、初めからネガティブなことだけ言わずに前向きに考えていただきたい。そうでないと、それぞれの保険者は恐らく、かつてのようにもう二度と保険者になりたくないということになってくると思います。

落合委員長 神田課長、どうぞ。

神田国民健康保険課長 国民健康保険の説明の保険料徴収業務を入札の対象にすることについての所見のところ、国民健康保険法については80条の2で既に徴収事務について委託することができるということがありまして、現実に催告の部分ですとか、納付相談ですとか、収納等については、今もできているということで、権力行政以外のところは今で

もできると考えております。

それから、弁護士法との関係については、法務省とよく協議をしないといけないと考えておりますけれども、何回も催促しても払わないような人について、一般的に電話でずっと続けているかということ、通常その次のステップで督促ですとか財産調査に入っていくかざるを得ないとすれば、それ以前の部分に関して言えば、今の中でもほとんどできるのではないかと考えます。

落合委員長 桑田課長、どうぞ。

桑田介護保険課長 介護保険の場合は、先ほども言いましたけれども、介護保険料の性格というのが地方自治体の交付金であると。滞納処分については、地方税法の例によるということですが、それについて総務省さんは、その辺りも補助的な業務については可能な範囲で柔軟に考えているというふうに我々も聞いておりますけれども、いずれにせよ介護保険の、まさに普通徴収というのが全体の2割弱の中の今、9割ちょっと徴収されておりますので、あと普通徴収の中の1割弱ぐらいがなかなか取り切れてないということになっているんだと思います。そこだけ取ると、保険料も今回は平均が4,090円になりましたけれども、恐らく普通徴収で払ってない方は、多分0.5掛けだとか0.75掛けの方が多いと思うので、滞納処分の額自体は保険料単位で見るとそんなに大きな額ではないのではないかと思うので、そこだけ取ると事業としてサービサー業務が成立するかどうかという議論があると思うので、基本的には地方税法の例によるという全体の中でワン・オブ・ゼムで出てくるような話ではないかという気もします。

いずれにせよ、そういう法律の枠組み上、まさに地税法の世界でどこまでが民間で可能で、どこまでが公権力の行使だから難しいという、結局その世界に入っていくのかなと思っております。

落合委員長 ほかに、逢見委員、どうぞ。

逢見委員 窓口業務の場合、国保とか介護保険の法律の趣旨が、公共サービスを受ける国民の側に立って、よりよいサービスが受けられるようにするというところで言うと、国保にしても介護保険にしても、サービスを受ける側というのは圧倒的に高齢者が多いわけです。私の父が亡くなった際、たまたま近所に高齢者が多くて、話を聞いてみると、老老介護というのが実際かなりの数あります。しかし、突然御主人が倒れたときに、介護する高齢の家族はどうしていいかわからない。それで行政機関の窓口に行くわけですが、窓口の人は書類を審査する立場であって何もアドバイスしてくれない。だから、七十幾つの高齢者は、これを書きなさいと書類を渡されてもどう書いていいかわからない。つまり、窓口業務は、ただ単に書類を審査するのではなくて、もっとちゃんとコンサルティングを兼ねてサービスを提供する必要があります。サービスを受ける側としては、窓口サービスを何とか改善できないかという思いがあるはずです。

それに対して、今の答えを聞いていると、全然答えようとしてないというか、窓口では審査して受理するかどうかの判断しかしてないのではないのでしょうか。そこが公共サービ

スを受ける側から言うと、まさにお役所仕事ではないかという批判があるところだと思います。そういう部分をどう改善するかという、もっと前向きな姿勢を示してほしいと思います。

落合委員長 桑田課長、どうぞ。

桑田介護保険課長 介護保険について言うと、3ページを開けていただきたいと思えます。説明を省略しましたが、確かに被保険者御本人自らが窓口で申請するのは結構大変だと思うんです。そういった意味で申請については、本人に加えて、これは家族の方だとかが代理で行うことも可能だし、あるいは代行という形で、例えばケアマネージャーだとかが代行することも可能だということになっております。

この代理と代行がどう違うかということ、代行というのはそのことで手数料を取って行うことが代行というふうに位置づけられておりまして、代理というのは手数料は取らずに無償でやるのが代理と位置づけられておりますので、そういった意味で実際ケアマネの事業者などが、サービスとして無料で申請の代理を行っているケースが実態としては結構多いということでございますので、そういった意味では申請者御本人の利便性というか、なかなか難しいといったことは、そこそこそういったニーズは受け止めているのではないかとこのように考えております。

やはりそれに限らず、一つはまさに申請しようとしている申請者の利便性の向上ということ自体は、決して後ろ向きでとらえているわけではないので、先ほども言いましたけれども、運営をする中で利便性の向上と手続の円滑性をうまく調和できるような、そういった建設的な調整作業が大いに必要ではないかと思っております。

以上です。

落合委員長 ほかに、寺田委員、どうぞ。

寺田委員 先ほど介護保険の徴収率のお話が出ましたけれども、90%と結構高いんですね。

桑田介護保険課長 そうですね。全体だと特別徴収という天引き分が入りますので、そうすると98%です。

寺田委員 国民健康保険は、どうなるんでしょうか。

神田国民健康保険課長 全体は90%で、国民健康保険はまだ年金からの天引きというのはやっていませんので、全国ですと90%ぐらいです。大都市部では90%を割るところもありますし、町村部ですとか一般的には人口が少ないところの方が徴収率は高いというのが今の実態です。

寺田委員 今回の官民の競争の場合、勿論効率ということもさることながら、サービスの質ということも含めてのことだと思うんです。そうなった場合に、公権力の行使ということが一番前に来ますと、保険料だけではありませんけれども、なかなか前へ進まないということになるので、それが省にとっても効率的であるということであれば、こういうことをクリアーすることで民間が参入できますというふうな逆提示というか。

例えば今、民間と競争してということをおっしゃるけれども、その前に肝心なところに来ると公権力の行使ということが入ってくるんですけれども、弁護士法というのは私もよくわからないのであれなんです、こういうところをクリアーすると同じところで競争できますという御提案はいただけないんですか。

神田国民健康保険課長　そういう意味で言うと、国民健康保険に関して言えば、先ほどおっしゃった窓口サービスの向上という観点から、御相談に乗るとかアドバイスするのは、別に権力行政というわけではありませんので、取り次ぎ・引き渡しのたぐいは今でも可能だというふうに考えております。

先ほどもあった徴収についても、最後の滞納処分的前提として督促状を出すところから、これは幾ら何でも行政でやるのではないかと思うんですけれども、その前段階については、かなり民間でやっていただけたらと考えております。

落合委員長　齊藤委員長代理、どうぞ。

齊藤委員長代理　今おっしゃったことを解釈しますと、もともといわゆる保険料の徴収事務は私人に委託可能であるとなっています。ということは、徴収事務の中に含まれるであろう保険料納付の請求というのは含まれないとお考えになっているわけですね。

神田国民健康保険課長　一般的な催告、滞納処分的前提としての督促ということでない部分に関しては、今でも現にコールセンター等から催告しています。それは現にやっておりますので、それはできるというふうに考えております。ただ、滞納処分的前提として督促状を発して、何日以内に納めないと滞納処分に入れるという意味での督促状の発送というのは、公権力の行使ですので難しいと思います。

齊藤委員長代理　それは一つの解釈だと思うんですけれども、御案内のとおり、ほかのケースでも、いわゆる金額が比較的小さくて一定額が大体決まっているような場合には、弁護士法72条の特例を適用して、国民年金保険料の事業というものが委託されることを可能にしているわけです。いろいろ理由はあるにしても、外から見た条件は国民健康保険も金額としてはそんなに大きくないと思いますし、金額も決まっている。そういうことからいくと、法務省が国民年金保険料の徴収事業の外部委託を認めた理由と外形要件は余り変わらないんです。したがって、是非そういうことも含めて、むしろ率先して弁護士法の特例を講じることができないかという検討はやられるつもりはありませんか。

神田国民健康保険課長　弁護士法の解釈については、法務省とよく相談する必要があると思っておりますけれども、どこまでが弁護士法で言う法律行為としての請求に当たるのかというところの解釈が、どのようになるのかということかとは思いますが、現実問題として先ほどから繰り返し申し上げているように、今、徴収事務といっても収納を中心にしてですけれども、委託ができるという規定もあって、現に電話催告はしておりますので、現実問題として何か不都合が生じているかという、現実にはできているのではないかと我々は思います。

齊藤委員長代理　であれば、堺市や足立区からこういう要望が来ているということは、

向こうが誤解しているということですか。

神田国民健康保険課長 あくまでも滞納処分の前提としての督促と催告を分けて考える必要があるのではないか。権力行政に当たるところかどうかというところで申し上げているということで、弁護士法で言っている請求というのも、滞納処分のところの督促ということをおっしゃっているのではなくて、払わない人に関して繰り返し払えということをお願いすること自体が法律行為を代理しているということをおっしゃっているのではないかとということで、要望が包括的に督促ですとか、そういうことを全部やらせるという話であるとすれば、それはかなり次元の違う話だと考えます。

落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 公権力の行使のところですけども、取り次ぎは公権力の行使ではないので、今でも構わないとおっしゃっているわけですね。ただ、保険証の交付・再交付については公権力の行使だから現状では難しいとおっしゃっていると思うんです。

具体的に公権力の行使といったときに、公権力の行使が全部だめだということにはならないと思うんですが、具体的に届出をして受理しますというときに、今までは届出と同時に受理してしまうわけですね。ところが、それが別々になると時間的な問題があるので、そこに何かそごが出る可能性があるのではないかとということだと思うんです。

今までは公務員の方がおやりになっているんですが、どういう判断、どういうチェックをされているのか、非常に難しい判断をされているのか、非常に形式的なチェックなのか、その辺はどのように考えたらよろしいんでしょうか。何か公権力を行使しなければいけないほど難しい判断が入るのかどうか。

神田国民健康保険課長 基本的には被保険者証の交付というのは、例えば国保で言えば当該市区町村の区域内に住所を有する者ということですので、住基情報で確認をして、通常は窓口で被保険者証は即時交付するのが一般の住民サービスだと思います。

ということは、住基情報に広くアクセスするというのが、交付をするという、行政処分をする前提としては、当然広くアクセスすることが必要ですので、それは総務省さんが住基台帳の閲覧制限をかけるという方向でいる中で、広く民間に全部アクセスさせていいという判断があるのであれば、それはまた別の議論がもしれませんが、今、総務省さんからお聞きすると必ずしもそうではない。やはり所得情報とか住基情報に広くアクセスする、データベースを広くお渡しすることに関しては否定的ではないかと承知しております。

榎谷委員 むしろ公権力の行使云々というよりは、そういうアクセスの問題の方が重要であるというふうに理解してよろしいわけですね。

神田国民健康保険課長 そこはそういうことです。

落合委員長 それと関連して、今のは健康保険の関係ですけども、ほかの介護認定の処分は行政処分だと。それから、埋葬の許可も行政処分という性格があるということなんですが、健康保険については今の御説明で、むしろ秘密保持的な、あるいは情報を守ると

いう観点からの配慮の方が重要だということだったんですが、介護保険と埋葬の関連ではその辺のところはどういうことなんでしょうか。

公権力の行使だとしても、恐らく作業としては、そんなに高度な判断を要して、慎重に判断しなければ結論が出ないというものは実際上取扱いはそうになってないのではないかという感じもしますけれども、お願いいたします。

桑田介護保険課長 介護保険については、要介護認定の新規の申請だとか要介護度の変更の申請だとか幾つかあるんですけども、内容自体は住所、被保険者番号などを確認するという形式的な部分に加えて、例えば主治医の所見だとか、認定の経緯みたいなことを若干記述する欄があるので、そこは確認する必要があります。

あと介護保険の場合は暫定の被保険者証、資格証を交付しようとする、さまざまな個人情報とか、そこは先ほどの国保と同じでアクセスする必要があるということもあります。

それから、介護保険の場合は、それでもって受給権が発生するという、要は個人にとっても権利義務関係で大きな振り出しの部分になりますので、そこはある程度公的な部分でしっかりと確認する必要があります。判断の幅ということだけではなくて判断の重さも、処分の重さと言うか、そういったことも制度の信頼性という観点からはあるのではないかと考えております。

落合委員長 今の御説明については、官が判断した方が判断の幅にも対応できるし、信頼性も確保できるんだという論理ですね。

桑田介護保険課長 だから、官が判断する。あるいは官がきちっと公平に確認する。確認というのは、それが到達したのがいつかだとか、それでもって受給権が発生してくるわけですから、そういった面でも一定の公的なところがしっかりと確認する部分は必要で、それでもって判こをついて被保険者証を交付するわけですから、ただその前段階のさまざまな書類の受け渡しだとか、そういったことについては必ずしもそうではない面があるので、そこは利便性とトラブル防止という観点から建設的に議論は大いにあり得るのではないかとというのが我々の考え方です。

落合委員長 では、埋葬の関係をお願いします。

中垣生活衛生課長 おっしゃっている公権力の行使という観点からいくと、今、国内でも110万人ぐらい亡くなるわけですから、非常に強い公権力の行使というか、そういったものはそんなに大きな件数ではないんだろうと思います。

ただ、実際に火葬などを行った場合には、ある意味取り返しがつかないというか、戻すことができない行為でもありますし、公衆衛生の観点からいきますと、今、基本的に24時間以内の火葬は禁止しておるんです。これは法的関係もあると思います。

一方、例えば感染症の法律などいくと、特定の場合には火葬することができる、いろいろな規定がございます、そういう意味でいきますと取り返しのつかない事務であるということと、やはり先ほども申し上げましたような死亡から一連の事務であって、基本的にはまさに死亡届の受理というのは、恐らく自然人の間では非常に法的な関係を確定する

部分でございますので、それと併せてやっている事務でございます。私は、あくまで公権力行使の事務だと思っておりますけれども、そこを抜き出して議論するのはどうかと思っております。

落合委員長 公権力の行使の程度の問題については、一般的にはそれほど高度な判断を要するものではないということですか。

中垣生活衛生課長 一般には、それほど高度な判断はないと思っておりますけれども、ただ現実にはその110万の中にはいろいろなものがあると思っておりますので、特に一旦やってしまった後に復旧することが不可能な事務でございますので、そこは何を持って重度かというのは難しいと思っておりますけれども、公権力の行使として十分理解しなければいけない部分が大いだと思います。

落合委員長 一旦やって齟齬を生ずるといのは、官がやってもそういう事態は生ずるのではないですか。

中垣生活衛生課長 そこはあれですね。何が責任云々ということになってしまおうと思っておりますけれども、そこはまさに一連の事務として、死亡届から始まって、恐らく同じ窓口でやっていると思っておりますから、そういう方がやることと。ある意味こちらで御提案があったような、受理の事務だけをやるところがやる責任の度合い等は、私はおのずから異なっているのではないかと思います。

落合委員長 官民競争入札の対象にした場合に、官が全く手を引くというわけではなくて、官はあくまでも主体のまま維持されて、これまで実際にやっている部分については委託をするという形になるわけですから、およそ官が引けという話ではないので、したがって官が判断することが重要であるという部分については、これは官民競争入札の対象にしても依然維持されているわけなので、特段の理由にはならないのではないかとはい思いますけれども、もう時間がまいりましたので、どうもありがとうございました。

(厚生労働省関係者退室)

(経済産業省関係者入室)

落合委員長 引き続きまして、経済産業省から「特許申請受付業務について」、お伺いしたいと思います。

特許庁の山本総務課長、よろしくお願ひいたします。時間は限られておりますので、5分と短いので、官民競争入札の対象とすることについての所見の部分を中心に御説明いただければと思います。

山本総務課長 御紹介いただきました、特許庁総務課長の山本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

お手元に資料2が真ん中より少し後ろぐらいにあるかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。「特許申請受付業務について」という資料でございます。

今日は私どもの方で、特許庁の業務のうち、申請受付業務について御説明をさせていただきます。2枚先に別紙1-2というポンチ絵がございますので、それで簡単に御説明い

たしたいと思います。

私どもの仕事は別紙 1 - 1 にありますように、出願を受け付けて審査をいたしまして、特許査定になるものと拒絶にするものとを分けるといったことが大きな仕事の流れになりますが、今回話題となっておりますのは、その一番入り口の出願を受け付けるところでございます。それを拡大したのが別紙 1 - 2 でございます。

民間の方から御要望が出ておりますのが、基本的なものとして2つございまして、1つは受付業務。その前の相談業務のところでは民間にお手伝いをいただく余地がないかどうか。それから、入った後のデータを電子化するところについてどうか。こういったような御意見を頂戴しております。

その絵を見ていただくとわかりますように、下の方の郵送とか窓口とかで来る方が元々の形態でございますが、それを受け付けまして、記載されていることに不備があったり様式が違うといったことがございましたら、適宜補正をしてもらうことがあって、その後に紙のデータをコンピュータで処理できるように電子化をするというのがあります。その電子化したデータを使って、私どもの審査官が審査をする。こういう流れになっております。

ただし、私どもは霞ヶ関でも一番にペーパーレス計画を打ち出して、こういうことをやってきているわけですが、現時点におきましてはオンライン出願が相当進んでおりまして、例えば特許の出願について見ますと、全体の 93% が直接オンラインで私どものコンピュータに入ってくるようになっております。

その場合には、受付業務とかデータをコンピュータに入力する業務は不要になるわけでございます。まだ旧式のやり方が残っておる部分について、こういう業務が存在するというところでございます。

まず受付をする前に、特許などについては記載の仕方が難しいとか、関係書類を整備しないといけないとか、こういうことがあるものでございますので、そういう相談業務などがあるのではないかとこの話をいただいております。

正直言いますと、そういったところは、私どもの世界では弁理士さんを中心として、出願人に成り代わって書類をちゃんと作るとか、あるいは自分で作る人に対して、こうしないとだめですよという相談に応じるとか、こういった業務は既に弁理士事務所ですとか、あるいは民間の発明協会といった団体で広く行われております。

私どもは、別にそういう受付業務を特許庁が一人で独占していくということではありませんので、できるだけ民間の方々の相談に乗ってうまくスムーズに行くように、いわゆるサービスの業務のところは既に民間にやっていただいているという理解をいたしております。ただ、最終的には私どもが受付をして、それに判断をしないといけないということになります。

弁理士さんに書類を作っていたいただいたもの、あるいは相談に乗ってもらって作ってこられたものであっても、記載に不備があるとか様式がそろっていないことがありましたら、これは特許法に基づいて、最終的には補正命令をするとか申請を却下するとか、こういう

ことができると法律上定められておりまして、私どもの方にはそういう公権力の行使というか、処分をする権限を持った担当官が若干名いるわけで、最後の門番をしているということでございます。

この最後の門番の部分は、そういう公権力の行使をする部分でございますので、そこまで全部民間にやっていただくというのはできないのではないかと考えておりますけれども、私どもとしては事前のできるだけのところまでは既に民間にやっていただいているとおるわけでございます。

次に、そうやって受け付けましたものを、コンピュータで処理できるように電子化する作業がございます。しかし、これは現に作業があるわけでございますけれども、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律が平成2年に制定をされておりまして、特許庁の業務を電子化していく場合に、いろんな手続の特例を定めたものでございます。この法律に基づきまして、データエントリーと我々は言うておりますけれども、紙で出されたものをコンピュータで読めるように入力する業務は、登録情報処理機関に行わせることができるようになっております。

条文が出ておりますので、それだけ御紹介します。資料2の2ページの真ん中辺りに参照条文で、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律があります。

第九条第一項で、特許庁長官は、その登録を受けた者にこういう情報処理業務の全部又は一部を行わせることができることとなっております。

第二項で、特許庁長官は、前項の規定により情報処理業務を登録機関に行わせることとしたときは、当該情報処理業務を行わないものとする事となっております。

3ページの上でございますけれども、現実に財団法人工業所有権電子情報化センターにこういう業務を行ってもらっているところであって、特許庁自身ではこの業務は行っていないということでございます。したがって、この業務についても既に民間にお願いしています。

ちなみに、現在この業務を登録を受けてやっている法人は、この工業所有権電子情報化センター1つでございますけれども、これは法律上1つに限っているとかいうことではございません。登録を受ける能力があれば登録を受けることができ、この業務を行うことができることになっておりまして、特に参入障壁を設けていることではないわけでございます。

御説明は以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、各委員から御自由に御意見、御質問をお願いいたします。

榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 別紙1-2の説明のところなんですけど、オンライン出願が93%あって、登録情報処理機関で電子化するものが7%ぐらいと理解してよろしいわけですね。これは全体40万件ですから、その割合であるということですね。

山本総務課長　そうです。これは特許出願のことを例に書かせていただいております、特許出願は進んでおります、97%ぐらいが既にオンラインになっています。先ほど、93%と申しましたが、これは商標、意匠、実用新案、特許の四法を平均した数字でございます。

榎谷委員　その前提でお聞きしたいんですが、オンライン出願はどなたでも一定の様式に打ち込んで出願できるわけですね。

山本総務課長　さようでございます。一昔前は専用の端末を買っていただかないといけないとありましたが、今はもう普通のパソコンで、またそれに使うソフトウェアも無料提供するというのでやっております。したがって、どなたでもできます。

榎谷委員　そうすると電子化するときの仕事は、なぜ登録をしたところでないといけないのか。もともと出願がだれでもできるのであれば、これは要するに入力作業ですから、わざわざ登録をしなければいけない理由はどこにあるのか。あったら教えていただきたいと思っております。

山本総務課長　登録要件はさしたることを定めておるわけではないんですけれども、一応コンピュータを持っていて、必要なソフトウェアを完備していること。それから、不偏不党というか、その制度利用者から特許になりそうな秘密の技術だとか、そういうのが入ったものが出てまいりますので、特定の会社の子会社であるとか、そういうところであってはならないという要件だけを定めておまして、最低限そういう要件は課さないといけないと思っておりますので、一応登録は必要だということにしております。

ただ、そういう最低限の要件さえ備えておれば、登録には私どもは応じますので、そうするとその範囲ではだれでもできるということになっております。

榎谷委員　そのハードルは極めて低いということですか。

山本総務課長　さようでございます。

落合委員長　寺田委員、どうぞ。

寺田委員　1つは、特許出願から登録までの期間なんですけれども、これは世界的に見て長い方なんです。それともスピードが上がっている方なんでしょうか。

山本総務課長　これはやや複雑でございますが、特許の場合は出願しただけでは、すぐに審査は始めません。別紙1-1に詳しく書いてございますけれども、出願をしてから3年以内に、本当に審査をしてほしいかどうかという審査請求をしていただくことになっておまして、私どもはこれが出てから審査に着手いたします。

本来は審査請求をされれば、直ちに審査をして結論を出すことになるわけですが、御承知のように今、一時的な要因も含めて、非常にこの審査請求が増えておまして、審査請求をしていただいてから、我々が審査に着手し、一時的判断をするまでの期間が26か月、2年余りかかっているという実情でございます。

これをとにかく早くしないといけないというのが大きな課題になっておまして、政府の知的財産推進計画などでも、最終的には審査待ちをゼロにする。当面2013年には11か

月という目標を立てて、今、ねじり鉢巻きで取り組んでいます。

世界的な傾向は、各国とも特許の出願が増えておりますので、同じ悩みを持っておりまして、各国ともに延びております。日本だけが特に長いということではないです。

寺田委員 もう一つ、例えば電子化のために工業所有権電子情報化センターで処理をされていますが、これは民間という理解ですね。

山本総務課長 はい。

寺田委員 民間の情報センターということは、ほかの民間からの民間競争も可能ということですか。

山本総務課長 さようでございます。先ほど榎谷委員からも御質問がありましたように、登録をすればどなたでも参入してやっていただけることになっております。ただ、現実には、登録をされている機関は、この電子情報化センター1つしかないという状況にあります。

実は、今の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律では、入力作業をやる登録情報処理機関のほかに、審査官の審査に先駆けて先行技術調査をやる登録調査機関もあります。登録調査機関の方は現実に1つではなくて、今4社が参入しております。もともとやっておりました財団法人に加えて、株式会社なども参入してきております。これはどんどん仕事が増えておりますので、そういう状況になっております。

それに比べると、情報化センターの方は正直申しまして、昔はほとんどの手続が紙で行われておりましたので、まずは入力をするところから始めないといけなかったわけですが、最近では多くのものが直接オンラインで電子の状態で手続がなされますので、紙で出てきたものを電子化していく作業が少なくなる傾向にあって、民間の方でも将来性があまりないという御判断をされているのかなと思いますが、現実にはこのセンター以外に応募されて登録の申請がないものがございますから、今1社でやっております。

寺田委員 意匠登録や商標登録なども一緒ですか。

山本総務課長 同じでございます。

寺田委員 例えばビジネスモデルなどの分はどうですか。

山本総務課長 ビジネスモデルを特許にしていくかどうかは、いろいろと争いがあるところでありまして、特許出願をされれば同じようにこういう手続に乗って審査をすることになります。

落合委員長 小幡委員、どうぞ。

小幡委員 今、ほかにも先行技術調査の外注とおっしゃいましたか。それは要するにお金は特許庁の方から、結局は委託のような形でこの財団法人に出るといったことなのですね。

山本総務課長 請負契約だと思います。

小幡委員 そうすると確かに余り将来性がないということかもしれませんが、1社だけということになりますと、結局お金は特許庁が払うわけだから、競争が働きにくいという問題もあるかと思えます。

そうすると、ここの図で既に民間に開放していることは、早期審査、先行技術調査外注のようなものという理解でよろしいですか。

山本総務課長 先行技術調査外注と書いてあるところは、今日の御説明の外になっていきますけれども、登録調査機関の方にやってもらっています。これは4社くらいあります。

小幡委員 それは別に法律に書いていないけれども、できるということでやっていらっしゃるんですか。

山本総務課長 その先行技術調査についても同じ法律に規定がありまして、審査に必要な調査を登録調査機関に行わせることができるということになっております。

落合委員長 森委員、どうぞ。

森委員 先ほどのお話で、2013年までに出願の滞貨をなくしていこうというお考えだったら、今の出願を含めたそれを早期にやるシステムにしなければいけない。今の状況で、ましてや人を増やすことはできません。

そうになったら、外へ出せるものはまだあるのではないかと考えれば、例えば特にこういう出願はオンラインで行くので、ペーパーの問題はだんだん少なくなってくるとおっしゃいましたね。

だったら、そういうところにもっとやるようなことを含めて、今の財団法人がここしかないとおっしゃるけれども、逆に言うともっと競争の原理が働くような仕組みを特許庁の方でつくることが、最終的には出願をされる方達に対するサービスの向上につながるのではないのでしょうか。

山本総務課長 おっしゃるとおりでございまして、とにかく私どもは世界的に見て、迅速・的確な審査をすることを目指していかなければいけないと思います。

したがって、先ほど小幡委員からもありましたけれども、特に時間のかかるところは審査官が審査をするところでございますので、それをできるだけ迅速にやるために、審査官が見る前に、出願されている技術と同じような技術が以前になかったかどうか。そういう過去の特許文献を調べるといった先行技術調査は、現在、外注を急速に拡大しております。相手の登録調査機関も数年前までは1社しかなかったんですが、今は4社になりまして、あと1~2つ、これから何とか増やせないかということもやっているわけでございます。そういうことによって審査のスピードアップを図る。

あとは電子化という話もございましたけれども、私どもの使っている情報システムも迅速に対応できるようなものに変えていくということで、我々の審査官が一生懸命働くということも含めて、とにかくたくさん量の仕事をさばけるように全力を挙げてやっております。

ただ、データエントリーとか受付は、受け付けるだけのことでございますし、紙で出されるのがだんだん減ってきているわけです。それをコンピュータに読めるような形に入力するという業務自体は、そんなに時間を要してやっているわけではございませんので、そのところがネックになって全体の審査期間が延びていることはないわけでございます。

だからといって、別にこの登録情報処理機関を1社に限って独占させてやろうとか、そんなことは全く考えていないわけでありまして、オープンにしてあるけれども、そのところは全体を早くするとか、あるいは業務を減らすという意味から、今、余り大きい問題をはらんでいないものですから、現実には1社しか参入されていないという状況かと考えております。

落合委員長 それに関連してですが、この財団法人工業所有権電子情報化センターの入力作業にかかる予算は大体どのくらいの金額なんでしょうか。

山本総務課長 資料の3ページにございますが、法律上、出願人から手数料をいただけることになっておりまして、それが年間2億8,000万円。それ以外に私どもから請負作業として4億7,000万円の請負をしていただいております。その程度の予算規模でございます。

落合委員長 そうすると、このセンター自体の収入の中で、この入力業務の割合はどのくらいでしょうか。

山本総務大臣 このセンターは、この入力業務のためにできたようなものでございますので、ほとんど全部ではないかと思えます。間違っていれば、後で訂正します。

落合委員長 仮に民間事業者がここに参入してきた場合に、入力業務を振り分ける必要が出てきますね。これはどういう基準でとか、そういう辺りは何かあるんでしょうか。

山本総務課長 それはどういう形で選ぶかですね。能力と価格といったものを勘案して決めることになるのではないかと思います。

落合委員長 そういう意味では、このセンターは現状では独占的に入力業務を引き受けているということであって、これはほかの民間参入を排除するものではないんだという御説明でしたが、この情報化センターと官との関係なんですけれども、非常に密接な関係がある団体だと理解してよろしいですか。

山本総務課長 密接というのはどういう御趣旨があるかわかりませんが、私どもにとって仕事を進めていく上で大事な団体であるには違いございません。

ただ、私どもが仕事をしていく上で、データの入力作業は不可欠でございますので、それをやってくれる民間の一団体という意味では、特段の意味があるわけではございません。

落合委員長 どうぞ。

樫谷委員 今の2億8,000万円と4億8,000万円で、これは入札するとなると、どの部分を入札するんですか。4億7,000万円の部分を入札することで勝った負けたという話になるんですか。どういう形になるんですか。

山本総務課長 そこは仮に機関が2以上になれば、どういうふうにするか考えないといけません。分野を分けて複数にして発注するということもあり得るかもしれませんが、一般的には統一的にどなたかにやっていただいた方が効率的という感じもしますので、そうであれば、競争入札をして決めるということも考えられると思えます。

落合委員長 まだ委員からのご発言希望が有りますが、時間がもう既に5分超過してい

ますので、恐縮ですが、御質問は後で事務局を通してやっていただくということをお願いします。

どうもありがとうございました。

(経済産業省関係者退室)

(外務省関係者入室)

落合委員長 それでは、引き続きまして、外務省から旅券発行窓口業務についてお伺いしたいと思います。伊東外務省領事局旅券課長、よろしく願いいたします。時間の関係で10分厳守でお願いいたします。

伊東旅券課長 おはようございます。それでは、旅券事務の窓口業務につきまして簡単に説明させていただきと思います。

旅券事務の窓口業務ということですが、まず、旅券業務全般につきまして、最初に簡単に御説明申し上げまして、その後、現在は窓口業務と申しますか、受付等の業務を都道府県の方でやっておりますので、都道府県が担当しております業務の内容について説明申し上げたいと思います。

まず日本旅券は、日本政府が名義人の国籍と身分を対外的に証明し、併せて外国官憲に対して所持人に必要な保護と扶助を与えることを要請する公文書でございます。

したがって、日本旅券を発行するに際しましては、その名義人が日本人である、そしてそれがどういう人間なのかということを確認して、その上で発行することが必要になるわけでありまして。

具体的な発行の手續といたしましては、2番のところに書いてございますように、まず、申請というものがございます。旅券の申請には申請書のほかには写真、戸籍謄本、住民票、住民票は住基ネットの入っている都道府県におきましては必要ございません。そしてはがき等を提出した上で、申請者の身分、どういう人かということをも身分証明書、運転免許証などを提示していただきまして確認した上で申請書類を受け付けるわけでございます。

そして、申請の審査をいたしまして、その人物に旅券を発給することが適当と判断されましたら旅券を作成いたしまして、そして旅券を受け取る際には、必ず本人に出頭していただきまして、その人を確認した上で旅券を交付いたします。こうした厳格な手續を取った上で旅券を発給することになっているわけでございます。

このような具体的手續の中で、都道府県の方は実際に旅券申請を受け付けて、旅券交付を行う、言わば窓口としてどういう業務を行っているかということでございますが、お手元の資料の6ページに「国内の旅券事務における国と地方の役割分担」という図がございます。

これに沿って説明させていただきますと、先ほど申し上げました一般旅券の申請書類をここで受理いたしまして、そして申請書の内容、関係書類が整っているかどうかを都道府県の方で審査いたします。そして、要件を欠いているものであれば、補正を求めたりいたしました後、このデータを外務省の方に送るわけでございます。

そして、外務省のホストコンピュータにおきまして、この人物に既に旅券が発給されていることはないかどうか、それからその人について旅券発給拒否事由のリストに該当するかどうかというのをチェックいたしまして、そしてチェックの結果、その人間に旅券を発給することが適当と判断されましたら、今度は旅券を作成する旨のデータを都道府県の方に送り返すわけでありまして。

そして、これを受けた都道府県の方で旅券を作成いたしまして、そして印刷された旅券が印字ミスとか、内容のミスがないかどうかチェックいたしまして、そして旅券自体に問題がないと判断したものを交付の際に申請人に、これはたとえ赤ちゃんでございましてもお出頭していただきまして、ちゃんと本人を確認した上で旅券を交付いたします。

交付した後、交付データを送信して発給の処理を終えるということでございます。窓口業務というのがどこまでを窓口業務というのか、私どもははっきりしないところがございますので、都道府県の現在行っている業務全般を窓口業務と仮定して説明申し上げます。

続きまして、2ページの方に戻らせていただきます。

落合委員長 済みません、時間の関係で、もし可能ならば公共サービス改革法との関連での旅券事務の窓口業務についてお願いしたいと思います。

伊東旅券課長 わかりました。それでは、3ページの下欄のイというところで説明したいと思います。

このような過程で旅券を発行するわけでございますけれども、旅券で最も重要なことは、諸外国において日本人が出入国の際に問題ないように通過できるということです。それが最大のサービスと考えておりまして、そのためには世界各国で日本旅券の信用性というのが最も重要になるわけでございます。

そして、信用性を背景にいたしまして、現在、62か国におきましては査証免除と申しまして、観光等の短期間の出入国に際しましては、ビザの取得が必要ございません。また、一方的に向こうの国から査証を要らないという扱いを受けている国は、そのほか40か国ほどございまして、日本人は観光に行く場合、100か国以上の国で査証を必要としないわけでございます。

世界各国が日本旅券について信頼している背景といたしましては、発給プロセスの厳格化というものがこれを支えているわけございまして、このような旅券自体の偽変造の防止というセキュリティーの向上の問題以外に、こうした身分確認というものが重要になるわけでございます。

4ページの上の方にございますが、身分確認あるいは居住確認、これは現在住基ネットを活用してほとんどの都道府県で行っております。

また、旅券発給というのは、必ずしも申請した方全員について発給できるわけではございませんで、中には発給拒否事由該当者、例えば犯罪を受けて執行猶予中の方とか、いろいろ対象はございますが、そういった人には旅券発給制限ということが問題になる場合も

ございます。その場合には前科情報を含む個人情報というのを取り扱うことも必要でございますので、現在、都道府県が行っている業務全般というのを視野に入れた場合には、これを是非民間の方で行わせるというには限界があると考えております。

しかし、業務全般ではなくて、言わば電話案内とか旅券作成等、都道府県が行っている事務の中の一部の直接窓口担当者等が行っている業務につきましては、必ずしも民間に委ねることが不可能であるとは考えておりませんで、これは都道府県の方でも、言わば民間活力の導入ということで、窓口の職員の採用などを行っているところでございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお願いしたいと思います。

どうぞ、斉藤委員長代理。

斉藤委員長代理 6ページの図で御説明のとおり、外務大臣の事務というところは、確かにいろいろお述べになった理由を担保するシステムとして必要かなと思うんですけども、そういう意味では、外務省の仕事ではないということになるのかもしれないけれども、現実に都道府県知事に委任されている事務、これが民間ではできないと決めつけられる理由がよくわからない。

例えば、4ページの3の現象をもって4の結論に至る。つまり、今、こういう不正が行われている。したがって、規制改革等の処置は不可能だという論理は、私は成り立たないと思うんです。

現実に、今、そういうふうにやっておられて、これだけの不正がある、事故が起きている。けれども、民間に委託することによって、より改善ができるかもしれないんだし、いきなり規制改革等の処置は不可だというのは少し行き過ぎではないかと思います。

それから、守秘義務がある個人情報に近づくので問題であるとおっしゃいますが、公共サービス法では刑罰まで付けた守秘義務を課せるわけですから、そこは公務員と少しも違わない。ひょっとすると公務員以上に厳しい守秘義務罰則が付いているわけですから、それも理由にはならないと思います。

もっとも外務省からごらんになって、あとは都道府県がどうするかという問題だと言われてしまうと、ちょっと言いようがないんですが、この要望が自治体からは来ていないものですから、そのところはわからないんですが、現実には我々の経験では、東京都は相当の囑託の人を使って、有楽町の交通センターに行けば、ほとんど民間の方ではないかと思われる囑託の方によって行われていますから、この辺を民間に競争させてやらせるということが不可だということが、よく理解できないんです。

伊東旅券課長 民間に行わせることが不可かということでございますけれども、現在の旅券発給は住基ネットを利用した手続というのを行っておまして、住基ネットをそこが導入されていなければ住民票を提出していただければ足るわけでございますけれども、これは申請者の側から申しますと、住民票を準備しなければならないというところで、また負担がかかってまいります。

また、旅券の手数料は説明では省きましたけれども、現在、国と都道府県それぞれ手数料収入は分納制をとっております。

都道府県につきましては、旅券を1件発給する際に2,000円の手数料で行っているわけでございます。旅券の発給というのは、国民が海外渡航する場合に必ず必要になりますので、申請に対しましては発給拒否事由に該当しない限り必ず発給することが確保されなければならないわけでございます。

民間の方で、例えば申請数が少なくなると、言わば利益が余り上がらなければ事務は行わないということになっても困るわけございまして、安定的な旅券発給は確保される必要があると私どもは考えております。

斉藤委員長代理 今のお答えで、民間が不可だという理由にはならないと思いますね。住民票は官の方でやっておられたって必要なんでしょう。住基ネットが使えるかどうかだけの問題であって。

何度も申しますけれども、外務大臣の業務は、そういう確認だとか、データの可否の審査をなさるんですから、これはわかります。そこですべての問題は解決しているわけですね。

我々が言っているのは、審査とか、いろいろな言葉を使っておられますけれども、はっきり言いますと、窓口の流れの作業ですね。これがなぜ民間に競争させて管理する事が出来ないのか理解できません。全部民営化してしまうわけではないわけで、アドミニストレーションというか、ウォッチはちゃんと本省の方でやられるわけですね。その中で効率性のある事務をやらせよう、その方が国民のためになるだろうと言うわけですし、国家のためになるわけです。そういうことを我々は求めて言っているのです、今のお答えで、なるほど、これが民間ではできないなとは思えないですね。

伊東旅券課長 民間でできる部分はいろいろあるかと思えますし、また、都道府県の方で実際に民間の活力導入というのを行っていること、それは旅券のきちんとした発給業務、都道府県の方で法定受託事務として行っていただいております都道府県の業務、これが問題なく行われる限りにおいては、私どもとしては、どういう方法でどれだけ民間の活力を導入していただけるかどうか、そこは都道府県の方で判断してやっていただけると考えております。

落合委員長 ほかにも、森委員どうぞ。

森委員 今、民間でできるという御指摘だけれども、実際に外務省では、どういう部分ならやってもいいということなんですか。しかも、最後に都道府県ができますということで、しかし、4ページの最後の方で以下の～のことについては「当方では承知していない」ということですね。普通でいけば、厳格に旅券という先ほどの法の趣旨からいったら、いろんな意味でウォッチしていないと、4ページの3番のように不正が多いということをおある面では放置しておくことになってしまうのではないのでしょうか。できるのであれば、どこの部分ができるということを明確におっしゃっていただかなければ、

逆にやりようがないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

伊東旅券課長 どこまでというのは、基本的に私どもというよりは都道府県さんの方で、要は法定受託事務として旅券の申請の受付、そして交付の事務は都道府県の方に権限として委ねているわけですので、身分の確認、申請者の身元確認、同一人性の確認でございますが、これについては実際の住民票、戸籍謄本等をベースにして審査をいたしております。

その業務というのは、外務省の場合は、直接出先機関を地方に全部設けることはできませんので、これは明治以来都道府県の方で、本人のきちんとした確認を行っております。そこで例えば発給拒否制限にかかる疑問のある人間がいれば、それについて必要書類、またはそれを調査したりするようなこともございます。また、この人間について名前を変えたりして申請してきていないか、そういった書類の中で疑問があれば、いろいろ調査したりいたします。

そして、言わば実質的な審査業務のところまで都道府県は具体的に行っているわけですので、そうした根底の責任の所在までは、恐らく都道府県が持つのであろうと思われましても、その業務についてどういう形で、恐らく窓口業務は可能だと思いますし、あと住基ネットを直接使わせる、果たして都道府県がそこまで民間にやらせるのかどうか、住基ネットを使えば住民票は必要ないわけでございますが、そこはどうかというところは、私どもは都道府県の判断について少し疑問があると考えております。

落合委員長 では、小幡委員どうぞ。

小幡委員 今の話に更に付け加えになりますが、要するに委任されている事務というのは、法定受託事務で、一応、外務大臣の事務以外のものは地方の事務として行うことになっている事務ですね。

そうすると、それぞれ都道府県あるいは市町村でも可能になっているようでございますけれども、今やっているのを自分の判断で民間にやらせてもらうことにしたいと思えば、できるという理解でよろしいのか。今の住基の話は、アクセスができるかというのは目的で縛っているので、法令でOKと読むか、あるいはもう少し手当が必要かという議論はあるかもしれませんが、それはアクセスが可能だとして、要するに外務省としては、それは地方の判断でできるという理解なのかがはっきりしないと、地方の判断でと言われても、多分地方も困ると思うのです。

伊東旅券課長 基本的に私どもとしては、都道府県が法定受託事務を委ねられたということについてきちんと責任をとれるのであれば、やり方は都道府県が判断していただいて構わないと思っております。

小幡委員 何も法律上の手当は必要ありませんかね。戸籍の方で本人確認の方もできるという前例はあるようでございますし、ですから環境整備ということを考えれば、このまま、ただどうぞやりなさいと言うか、あるいは必要なもの、つまり旅券法を所管なさっている外務省として、何か法律上の手当がされないと自治体が思い切ってできないというこ

とであれば、その環境整備はしなければいけないと思うのです。ですからそこは余り投げ過ぎてしまっても困るような気がします。

伊東旅券課長　そこは当然法定受託事務の手数料 2,000 円という制限もございます。また、当然旅券の発給事務は、そういった不正取得とか、いろんなものもございます。ですから、基本的には日本旅券というのが諸外国できちんと信用されるように業務を行っていただくというのが当然前提になっているわけございまして、現在の範囲内で、法定受託事務ですと都道府県知事ですか、それをきちんと行うことができるのであれば、その限りでどこまで民間の方にやらせようかということは判断していただいて結構ですということ

落合委員長　小幡委員、どうぞ。

小幡委員　今、自治体は 1 件につき 2,000 円の手数料のみでやっているという理解でよろしいですか。ほかの負担金とか交付税で見ているというものはなくて、手数料収入だけで自治体は法定受託事務としてやっているということですか。

永井旅券課課長補佐　手数料収入というのは標準額を決めているだけですから、実際は運営費とか人件費というのは、ほとんどの都道府県が赤字になっています。それは県のお金でやっていますが、手数料収入は主にそこで賄われているということです。

私どもが承知している限りでは黒字のところはなくて、手数料収入では足りなくて県の収入を投入していると承知しております。

落合委員長　まだ、御質問があるかもしれませんが、予定の時間ですので、外務省からのヒアリングを終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(外務省関係者退室)

(国土交通省関係者入室)

落合委員長　引き続きまして、国土交通省から「ナンバープレート交付受付業務について」お伺いをしたいと思います。

国土交通省自動車交通局技術安全部土屋管理課長、どうかよろしくお願いいたします。

土屋技術安全部管理課長　土屋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

落合委員長　恐縮ですが、10 分以内でお願いいたします。

土屋技術安全部管理課長　お手元の資料 4「ナンバープレートの交付受付業務について」の情報提供の御要請ということでございます。

概略ですけれども、ナンバープレートと申しますのは、登録番号を国土交通大臣が通知しますと、大臣に指定されております自動車登録番号標交付代行者という方が、代わりにナンバープレート、金属板なりのものを交付するという業務でございます。

自動車登録の業務は、運輸支局や検査登録事務所が国の機関で全国で 91 か所ございますけれども、ここにそれに対応した交付代行者がおりまして、ナンバープレートの交付をする。

都合、代行者が 52 ですから、兼ねているところもあるという状況です。

「2. 業務の目的及び概要」ですが、業務量としては、年間 1,500 万件ございます。

同時に交付代行者の業務としては、ナンバープレートは1つの車に必ず1つを確保するために、新車でしたらありませんけれども、古い車の移転登録、変更登録による使用の本拠の変更の場合には、古いナンバープレートを受け取って廃棄するという業務も含まれております。

「3. 業務の流れ」は「別紙1」とありますが、1枚めくって最後のポンチ絵で見ただけだとわかりやすいかと思えます。

「自動車ユーザー」が、例えば新車を買った場合にどうするか、あるいは中古車を買って、移転登録で名義を変えるという状況です。まず本人の方がいらっしゃると、にありますように、古いナンバーは取り外すという物理的な作業と、一方では、その上の方に矢印が行っていますけれども、国の登録手続をするという2つがございます。

国の方は「旧車検証」を返納して、国の電子化された自動車登録ファイルに登録をして、新しい車検証の交付を受けるとなっております。

「登録事項等通知書」とございますけれども、ここで登録番号を何番という番号にしてくださいという通知をして、ユーザーの方、あるいは代理の自動車ディーラーの方はそれを持って「自動車登録番号標交付代行者」に行きまして、新ナンバーの金属プレートを受け取る。ここが業務でございます。

ただ、これだけでは完結したしませんで、登録自動車の場合はナンバープレートが勝手に付け替えられるということは困りますので「封印」というものがございます。これは、取り外すと破壊されてしまうものになっておりまして、これで自動車とナンバープレートの一体性を確保しようというものでございます。

封印取付けについては、民間に委託をしております。ただ、交付代行者が兼ねている場合もございますので、具体的な作業は、登録番号、車検証、自動車は車台番号という固有の番号が付いていますけれども、これを確認の上、取り付けるという業務でございます。

これが流れでございますので、具体的な業務費用については、それぞれの交付代行者が手数料を収受するという形で行っております。地域によってコストが多少異なっておりますけれども、例えば東京ですと2枚で1,400円程度でございます。

それから、希望ナンバーという制度を導入しております。通常はずっと通しの番号がつくられていて順番に出していきますけれども、希望ナンバーは飛び飛びで出る可能性がありますので、メーカー側が型をその都度入れ替えるような形になり、コストがかかる。例えば東京では、希望ナンバーについては、2枚で4,100円程度の価格になっております。基本的には私どもの方に申請していただいて、高過ぎないかということはチェックしておりますけれども、各民間の方で決めていただいているという形になっております。

次のページには、関連の規定がございます。今、申し上げました、例えば登録番号標の封印については、道路運送車両法第十一条で、国土交通大臣の委託を受けた者が封印の取付けをする。

第二十五条では、交付代行者は事業場ごとに国土交通大臣の指定を受けることになっております。

第2項では「条件又は期限を附し」とございますけれども、これは下の「自動車登録番号標交付代行規則」の第1条第2項に範囲が書いてあります。使用の本拠の位置に属する区域について、運輸監理部または運輸支局、大ざっぱに申して県単位ごとに指定する。それが一応限定ということになります。

最後のページは、具体的にどういうところが代行者になっているかです。もともと自動車に関わるディーラーですとか、あるいは整備業者という方たちが自動車の流通制度の基本的な部分ですので、彼らが団体を組んで委託なりをして受けているという実態でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

各委員どうか御自由に御質問、御意見ございましたらお願いしたいと思います。

斉藤委員長代理、どうぞ。

斉藤委員長代理 かなりの流れが民間によって行われているという御説明で、それが代行業者ということなんですけれども、これは私よく存じ上げないんですけれども、多分何らかのディーラーの関係者とか自動車関係の業界の団体に近いんじゃないかと想像するんですが、全く異業種の人が参入したいということが起こった場合に、公正な選定方法というのはお考えになっておられますか。

土屋技術安全部管理課長 今のところそういうお声はございませんけれども、特に数を限ってとかということをしておりませんので、御提案を聞いてやるということになるかどうかと思います。

ただ一般的には、この登録の事務所の近傍にございますので、登録する側のユーザーの利便を考えますと、恐らくその近傍にということになるんでしょう。ですから、既にいらっしゃる方たちから、例えばその敷地があればいいですし、なければ買う交渉をすとかということは、多分また別途あるんだとは思いますが。

落合委員長 ほかにございますでしょうか。

このナンバープレートの交付事務について民間委託しているということですが、どのくらいの金額、委託料を払っているんでしょうか。

土屋技術安全部管理課長 ナンバープレートについては、私どもは払っておりません。

先ほど、封印は委託と申しましたので、1つ当たり9円とかを払っておりますけれども、ナンバープレートにつきましては、先ほど申しましたように、連番であれば安価に出ますけれども、希望ナンバーですと特注品のように高くなるとか、最近ですと、字が光る字光式とか、多分それぞれユーザーの御希望に併せてコストも違いますので、手数料を代行者のビジネスの中で考えてくださいとしております。

落合委員長 寺田委員、どうぞ。

寺田委員 ということは、こういう業務をやりたいと民間から手が挙がった場合は、既

存のここに書いてあります代行者と一緒に競争をすることでやってはいるわけですか。

土屋技術安全部管理課長 はい、制度的にそうです。

もうちょっと詳しく言いますと、要するに自動車の流通の基本的な制度ですから、必要なナンバープレートはきちんとそろえていただかないと困ると思っています。番号はずっと通しで持っているとか、一定のストックを持っているとかということは必要かと思っています。

寺田委員 ストックもみんな持って、なおかつ手数料はこの1,400円しかいただけないんですか。

土屋技術安全部管理課長 そうですね。

ですから、今は1か所ですので、勿論複数の業者になったら、また手数料が変わるのかもしれない。

寺田委員 このナンバープレートは2枚ありますね。プレートのコストはこの代行者持ちなんですか。

土屋技術安全部管理課長 はい。

寺田委員 それで1,400円ですか。

土屋技術安全部管理課長 1,400円の中で、ナンバープレートのメーカーがそれぞれあるでしょうから、その原価とか交換するための人件費とかを賄っているということです。

寺田委員 1,400円でですか。

土屋技術安全部管理課長 はい。

落合委員長 森委員、どうぞ。

森委員 先ほど、敷地のお話とかいろいろされましたけれども、例えばこの代行を民間が参入しようと思うと、国の方ではどういう条件があれば参入できるかという最低基準はあるんですか。

土屋技術安全部管理課長 規定の上では、法令にあることですがけれども、所有者の利便を増進する。

業務を適確に遂行するに足る能力を有する。

罰則などを受けていないとか、一般的な法人であって役員がそういう罰則などを受けていないというような、いわゆる欠格事項などを定めております。

ただ、今まで例がございませんでしたので、例えばこの適確に遂行するに足る能力とかということを明確には定義はしてきませんでした。

落合委員長 ほかに御質問、御意見ございますか。

小林委員、どうぞ。

小林委員 すごく素朴な質問ですがけれども、先ほどナンバープレートを連番で持っていないといけないということがありましたけれども、この自動車登録番号標交付代行者がメーカーに発注をして、連番のものをストックしておくという仕組みなんでしょうか。

土屋技術安全部管理課長 手続の実態としては、ユーザーの方は、いつ、何どきかにい

らっしゃるわけです。登録をして、その場でナンバーを持って帰りたいということをおっしゃいますので、やはり一定のストックを持っているんだと思います。

ただ、我々はきちんとやってくださいと申ししているだけで、どれだけストックを持てとかということは特に申ししておりません。

小林委員 ということは、つまりナンバープレート自体の原価の管理というのは、この交付代行者さんに全部任されているということですか。

土屋技術安全部管理課長 はい。ただ、申請していただいて、著しく高い1万円とかというのはちょっとあれなんですけれども、基本的にはお任せしています。

落合委員長 齊藤委員長代理、どうぞ。

齊藤委員長代理 状況がよくわからないんです。各地方に、運輸支局は国交省の組織としてあるわけですね。

土屋技術安全部管理課長 はい。

齊藤委員長代理 何だか知らないけれども、北海道だけはやたらめったら各地域にあるんですが、ほかのところは大体1県1個。理由がよくわからないんですが、福岡県とか長崎県だけ2つずつある。

この業務関係は、そちらの運輸支局等々の職員の方が900人いらっしゃるわけですね。

土屋技術安全部管理課長 先ほどの絵のうちで、国が登録するという部分だけで900人です。

齊藤委員長代理 実際の作業を拝見していると、個人が来るというのは、まれにはあるのかどうか知りませんが、普通はディーラーの方が代行して来られる。みんな県庁所在地に行くわけではないでしょうから、各県にいろんな支所があるんでしょうね。

そうすると、ぱっと考えて900人の職員というのは、結構な数だと思ったんですけれども、この交付代行者は何人ぐらいいるんですか。

土屋技術安全部管理課長 ここに資料をお持ちしていませんが、いわゆる交付関係でナンバープレートが出るのが年間1,500万件あります。ほかに、この自動車の登録といたすのは、最近の話題で言えば、例えば駐車違反の反則金を滞納していると継続車検をしようとしても車検証が出ないとか、行政の一種の関門になっている部分がありまして、今、言った警察関係の部分、車庫法の部分、経済産業省のリサイクル、あとは自動車重量税のチェックをしたりというチェックの部分がございます。あとは、登録された情報を、例えば警察の照会に対して答えるとか、税関の輸出関係で不正でないか答えるとか、もろもろのものがございます。

ですから、確かにこの絵に示した事務処理としては一貫のプロセスではありますけれども、この上に乗った行政を処理しているということでございます。

落合委員長 ほかにございますでしょうか。

平成18年3月31日閣議決定の規制改革民間開放推進3か年計画で、自動車登録関連業務については、さらなる民間開放の推進に関して検討するということになっておりますけれ

ども、これは具体的にはどのような方向で考えておられるのでしょうか。

土屋技術安全部管理課長 先ほども申した行政的なものというのは、ある程度判断を要しますけれども、登録されたものの証明書を発行するという業務がありまして、登記ではアウトソーシングを検討しているということです。私どもでも、登録事項の証明書の発行が多いようなところについては、アウトソースすることを考えております。

落合委員長 そうしますと、具体的な内容としては、登録事務のアウトソーシングがさらなる民間開放の具体的なものであるということに理解してよろしいでしょうか。

土屋技術安全部管理課長 はい。登録事項証明と申しますけれども、その証明書の発給業務ということになります。

落合委員長 それは、具体的にどのようなタイムスケジュールで民間開放を実現していくのでしょうか。

土屋技術安全部管理課長 平成 22 年までに 10 名を考えております。

ちょっと少ないように見えますが、実は登録事項証明自身は、コンピュータのサーバーに登録されているファイルですので、これを大量に取得される方については、電子的に提供しようということを考えております。そうすると、どれだけ減るのかというのはまだ十分見極められていませんけれども、そういうことも考えています。

落合委員長 ほかにございますか。

それでは、予定した時間がまいりましたので、ヒアリングを終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(国土交通省関係者退室)

落合委員長 本日のヒアリングで御質問できなかった点がございましたら、事務局に御連絡くださるようお願いいたします。事務局から各省に問い合わせを行うなど、必要な対応をした上で、その結果を委員間で情報を共有できるよう、各委員に御連絡をさせていただきます。これは従来どおりの取扱いを行うということです。

それでは、本日の監理委員会はこれで終了いたします。次回は、10月3日9時45分から開始し、引き続き各省からのヒアリングを実施する予定であります。ありがとうございました。